

住所を町外に移している学生の 国民健康保険について

八雲町国民健康保険には、町内に住所がなければ、原則、加入する事が出来ません。しかし、大学や短大、専門学校等へ進学するために町外に転出する場合には、特例として学生用の被保険者証（マル学保険証）を交付しています。

【新しく特例を受ける方】

特例を受けるには在学証明書と転出先の住民票が必要です。必要書類を取り寄せ、今まで使用していた保険証とともに提出して下さい。

【既に特例を受けている方】

継続して特例を受けるには、毎年更新の為に在学証明書の提出が必要となりますので、必ず手続きをして下さい。

【学校を卒業された方、やめられた方】

特例を受けている方で、学校を卒業された方、やめられた方は、八雲町国民健康保険の資格を喪失する手続きが必要です。喪失の手続きがされない、国民健康保険税の課

倒産等により離職した方は国民健康保険税が軽減されます

【対象となる方】

離職の翌日から翌年度末までの期間において
①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇等による離職）
②雇用保険の特定理由離職者（雇止め等による離職）として失業等給付を受ける方

【軽減額】

国民健康保険税は前年の所得等により算定されます。軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。

【軽減期間】

離職の翌日から翌年度末まで

【手続きに必要なもの】

・国民健康保険証
・雇用保険受給資格者証

【申請先】

・住民生活課国民健康保険係
・熊石総合支所住民サービス課
・落部支所

※軽減を受けるためには申請が必要ですので、必ず手続きをしてください。

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

就学援助制度について のお知らせ

教育委員会では、町内の小中学校に在学する児童生徒がいる世帯のうち、経済的な理由により就学に支障をきたすような状況の保護者を対象に、学用品費など就学に要する費用の援助を行っております。

【申請方法】

5月中に学校から申請書が配布されますので、申請をされる方は必要書類を添えて、学校に提出してください。制度の詳細等については、学校から配布される案内文をご確認ください。

【問い合わせ先】

教育委員会学校教育課
総務係
☎0137-63-3131

「無料人権相談」を 開催します

児童・生徒のいじめ、家庭内のいざこざ、相隣関係等、身近な心配ごとについて、ご相談に応じます。

【日時】

6月1日(木)
午後1時～3時

【場所】

八雲地域
八雲町公民館 第2会議室
熊石地域
熊石総合支所 町民相談室
【八雲町の人権擁護委員】

《八雲地域》

・石川 和子 元町
・山中 義廣 三杉町
・佐々木一也 末広町
・林 英也 落部

《熊石地域》

・佐藤 玲子 熊石相沼町
・荒谷 佳弘 熊石西浜町

【問い合わせ先】

総務課総務係
☎0137-62-2111